

犬・猫の飼い主の方へ ルールやマナーを守っていますか



排泄物の放置、放し飼いに
る迷惑、犬の散歩時にリードか
ら放す(ノーリード)、咬まれ
た・引つかかれたなど、ペット
が嫌われる理由のほとんどは飼
い主のマナーの悪さが原因です。
あなたの愛犬、愛猫がみんな
に愛されるように、飼い主はル
ールやマナーを守りましょう。
人と動物が共生できる社会を
つくるために、次のことを守っ
てください。

フン害にならないために
犬の場合:散歩時は犬のフン
を放置せず、袋などを用意し
て、必ず持ち帰りましょう。
また、ペットボトルなどを持
ち歩いて、おしっこをしたら
水をはけるなどの配慮もして
ください。
猫の場合:猫は決まった場所
で排泄する習性があります。
屋外での排泄をさせないよう
に、飼い主が責任をもって室
内のトイレ場所を覚えさせ、
フン・尿を屋外でしないよう
にしっかりとしましょう。

飼い主のマナーとしてつけ
犬の場合:犬にとって散歩や
しつけは大切なコミュニケーション
の場です。愛情と責任
を持ってきちんと世話をし
てあげれば、無駄吠えをしてこ
近所に迷惑をかけることもな
くなりません。犬の習性を
知り、しっかりとしつけをして、
終生飼育しましょう。

猫の場合:猫もしつけること
は可能です。しつけとは、人
と猫が共同生活していく上で
最低限必要なルールを教える
ことです。「屋外での排泄」
や「鳴き声」「人や小動物へ
の攻撃」「屋内侵入」をさせ
ないように、飼い主がマナー
を守り、責任をもって飼いま
しょう。

現在の交通事情や住宅事情、
猫同士で病気をうつされるこ
となどを考えると、猫は屋内
で飼育することが望ましいとい
えます。猫は上下運動がで
きる環境があれば、家の中で
事故などに遭うこともなく安
心して飼うことができます。
運動ができるように家具の上
などにも上がれる工夫をし、
専用のトイレ、爪研ぎなどを
用意することが屋内飼育を成
功させるコツです。

飼い主のいない猫は、むやみ
に餌だけ与えると繁殖して増
え続け、猫が集まるのを迷惑
に感じる人や餌の食べ残しに
ました。これは、多年にわた
り、交通安全のために献身的に
尽力し、交通事故防止などに顕
著な成果を残した功績が認めら
れたものです。

橋晃さんが 緑十字銀章を受賞

福生交通安全協会秋川支部副
支部長の橋晃さんが、1月16日
に日比谷公会堂で開催された全
日本交通安全協会と警察庁の主
催による「第53回交通安全国民
運動中央大会」において、交通
栄誉賞「緑十字銀章」を受賞し



橋晃さん

スポーツ祭東京2013

ご紹介いたします

小・中学校
新校長・副校長

4月1日付で、市立小・中
学校の校長・副校長に人事異動
がありました。(敬称略)
校長()内は旧職
東秋留小学校長 野村友彦
(青梅市教育委員会指導室
長)



野村友彦校長

副校長()内は旧職
屋城小学校副校長 白鳥聡
(あきる野市立前田小学校主
幹教諭)
南秋留小学校副校長 鈴木基
(八丈町立三根小学校副校
長)
増戸小学校副校長 吉峯理恵
子(豊島区立清和小学校副校
長)
東中学校副校長 栗原郁夫
(あきる野市立増戸小学校副
校長)
五日市中学校副校長 高島昇
(あきる野市立東中学校副校
長)

国民年金保険料 学生納付特例制度



大学や専修学校などの学生
で、収入が少なく保険料の納付
が困難な方は、本人の前年所得
が基準額以下であれば、申請し
て認められると保険料の納付を
先に延ばすことができます。
先送りした期間の保険料は、
10年以内であれば、さかのぼ
って納付できます(追納)。
ただし、承認を受けた年度か
ら3年度目以降に保険料を追

市人事異動

4月1日付け
部長級()内は旧職
総務部長 佐藤栄次「健康福
祉部長兼ねて福祉事務所長」
市民部長 田中豊昭「市民部
保険年金課長」
健康福祉部長兼ねて福祉事務
所長 宮田賢吾「市民部長」
健康福祉部子育て担当部長
森田勝「健康福祉部子育て担
当部長(健康福祉部子育て支
援課長事務取扱)」
都市整備部長 高橋勇「都市
整備部建設課長」
会計管理者(会計課長事務取
扱) 荒井浩之「総務部総務
課長」
課長級()内は旧職
企画政策部市長公室長 平井
裕「市民部課税課長」
総務部総務課長 平野光彦
「企画政策部市長公室長」
総務部情報システム課長 沼
田宏徳「健康福祉部児童館担

保存緑地と 公開緑地の指定制度

市では、緑地を保全し、緑化
を推進するため、保存緑地と公
開緑地の指定制度を設けていま
す。表の指定条件を満たし、適
切な管理のもと大事にしてい
る、先祖代々受け継いで大切に
しているなど、長期的な保存や
公開にふさわしい緑地をお持ち
の方は、指定制度を希望する方
は連絡してください。指定は、
市長が必要と認め、所有者など
の同意を得た後に、緑地保全審
議会に意見を求め決定します。
指定後は、樹木の枯死を防ぐた
めの管理経費など、保存に関す
る費用の一部を予算の範囲内で
補助します。

表 保存緑地と公開緑地の指定条件

樹林地	面積が500平方メートル以上の、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域
樹木	次のいずれかに該当し、健全で、樹木の形容が美観上優れているもの ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上のもの イ 高さが15メートル以上のもの ウ 株立ちした樹木で高さが3メートル以上のもの
屋敷林	1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上の樹木が5本以上あるもの 防風林など一回を形成し、美観上優れているもの
生け垣	垣根として使用されているもので、少なくとも年1回以上せん定などの管理が行われ、生け垣の長さが30メートル以上のもの
公開緑地	(1) 面積が300平方メートル以上で、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域 (2) 市民が散策などで自由に利用でき、5年以上継続して開放することができる地域

関係
問合せ
環境政策課環境政策

当課長」
総務部職員課長 佐藤幸広
「教育部教育総務課長」
総務部職員課付課長 平野泰
弘「教育部秋川キララホール
館長」
総務部地域防災課長 武藤進
「監査委員事務局長」
市民部市民課長(増戸連絡所
係長事務取扱兼ねて市民相談
窓口係長事務取扱) 窪島成
一「健康福祉部高齢者支援課
長」
市民部保険年金課長 山下喜
嗣「総務部情報システム課
長」
市民部課税課長 田村純一
「市民部課税課長補佐(市民
税係長事務取扱)」
市民部徴税課長 乙津成実
「市民部市民課長(増戸連絡
所係長事務取扱兼ねて市民相
談窓口係長事務取扱)」
環境経済部生活環境課長 田
野倉裕二「環境経済部生活環
境課長(生活環境係長事務取
扱)」
環境経済部観光工商課長 山
本常雄「総務部地域防災課長」
環境経済部観光まちづくり活
動課長 岡部健二「議事事務
局次長補佐(議事係長事務取
扱)」
健康福祉部高齢者支援課長
角田一「総務部職員課長」
健康福祉部子育て支援課長
町田加奈枝「健康福祉部子育
て支援課長補佐(母子自立支
援・女性相談担当)」
健康福祉部健康課長 小澤豊
「環境経済部観光工商課長」
都市整備部建設課長 清水保
治「都市整備部建設課長補佐
(土木係長事務取扱)」
都市整備部施設管理課長併せ
て教育部教育総務課教育施設
担当課長 丸山誠司「総務部
施設管理課長併せて教育部教
育総務課教育施設担当課長」
監査委員事務局長 吉井典俊
「市民部徴税課長」
教育部教育総務課長 小林賢
司「教育部学校給食課長」
教育部学校給食課長 木下義
彦「教育部スポーツ推進課
長」
教育部生涯学習スポーツ課長
関谷学「教育部生涯学習推進
課長」
教育部スポーツ・公民館担当
課長 岡野要一「教育部公民
館長」
西秋川衛生組合 古山尚志
「西秋川衛生組合継続派遣」
秋川衛生組合 大久保文治
「環境経済部環境政策課長補
佐(環境の森推進係長事務取
扱)」
あきる野市社会福祉協議会
北嶋稔「あきる野市社会福祉
協議会継続派遣」
退職(3月31日付け)()内
は旧職
青木勇「総務部長」
丹生重吉「都市整備部長」
大口安雄「会計管理者(会計
課長事務取扱)」
榎本秀雄「健康福祉部健康課
長」
本郷朝次「都市整備部下水道
課長」